

31 風評による被害対策に関する確認書の一部を変更する覚書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、平成元年3月31日付で締結した風評による被害対策に関する確認書（以下「現確認書」という。）の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

1. 現確認書前文を以下のとおり改める。

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」という。）」第7条第2項及び平成17年4月19日付で締結した「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

2. 現確認書第1条中に「丙及び丁」を「丙」に、「原子燃料サイクル施設」を「現協定書に規定するサイクル三施設及びMOX燃料加工施設」に改める。

3. 現確認書第2条中の「丙及び丁」を「丙」に、「認定委員会（仮称）」を「風評被害認定委員会（以下「委員会」という。）」に、「当該認定委員会（仮称）」を「委員会」に改める。

4. 現確認書第3条中の「丙及び丁」を「丙」に、「丙、丁及び戊」を「日本原燃サービス株式会社、日本原燃産業株式会社及び丁」に改める。

5. 現確認書第4条を以下のとおりに改める。

（処理要綱）

第4条 委員会の設置、性格、組織、運営等は、風評被害処理要綱によるものとする。

6. 現確認書第5条中の「丙、及び丁」を「及び丙」に改める。

現確認書を以上の部分に改め、添付資料のとおりとする。

以上、この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年4月19日

（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

（乙） 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475番地
六ヶ所村長 古 川 健 治

(丙) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地108
日本原燃株式会社
代表取締役社長 児 島 伊佐美

(丁) 立会人
東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
電気事業連合会
会 長 勝 俣 恒 久

風評による被害対策に関する確認書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃株式会社（以下「丙」という。）及び電気事業連合会（以下「丁」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設への立地への協力に関する基本協定書（以下「現協定書」という。）第7条第2項及び平成17年4月19日付で締結した「MOX燃料加工施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

（被害の防止）

第1条 丙は、現協定書に規定するサイクル三施設及びMOX燃料加工施設（以下「サイクル施設」という。）に関するPAを促進するとともに、サイクル施設の多重防護等の安全設計や、環境監視体制の整備を行うことにより風評による被害（以下「被害」という。）の未然防止を図り、サイクル施設の安全運転、的確・迅速な情報提供等により被害の発生防止に努めるものとする。

（被害の処理）

第2条 丙は、万が一、サイクル施設の保守、運営等に起因して被害が発生し、住民等からその被害の補償要求を受けた場合は、誠意をもって当事者間で解決するものとする。

ただし、これにより解決できなかった場合は、あらかじめ設置する第三者機関たる風評被害認定委員会（以下「委員会」という。）の認定に従って速やかに補償するものとする。

なお、委員会の委員は、甲が委嘱するものとする。

（補償額の立て替え払い）

第3条 丙は、甲、日本原燃サービス株式会社、日本原燃産業株式会社及び丁が平成元年3月2日付で締結した「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定書」第4条に関し、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とあらかじめ必要な事項について定めるものとする。

（処理要綱）

第4条 委員会の設置、性格、組織、運営等は、風評被害処理要綱によるものとする。

（協議）

第5条 この確認書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。